

令和元年 豊後大野市教育委員会 5月定例会 議事録

1 開催日時

令和元年5月24日(金曜日) 午後2時58分開会 午後5時21分閉会 (2時間23分)

2 開催場所

豊後大野市役所 2階 教育委員会室

3 出席者

委員 4名出席

(出席委員等)

教育長 下田 博

1番委員 矢野 憲一

2番委員 藤居 あや (教育長職務代理者)

3番委員 衛藤 恵子

4番委員 衛藤 栄一

(欠席委員) なし

事務局 6名中6名出席

教育次長 衛本 浩二

学校教育課長 内野宮 俊介

社会教育課長 深田 宏文

学校給食共同調理場長 赤嶺 真一 (学校教育課参事 兼)

図書館長 太田 新子 (社会教育課参事 兼)

歴史民俗資料館長 高野 弘之 (社会教育課参事 兼)

書記 1名出席

学校教育課 課長補佐兼教育総務係長 麻生 正文

4 付議事項等

報告事項

報告第6号 豊後大野市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員の委嘱に伴う委員確定について

報告第7号 豊後大野市立学校における学校運営協議会委員の任命に伴う委員確定について

報告第8号 学校運営協議会運営に関する要綱の一部改正について

協議事項 豊後大野市立学校職員及び教育委員会事務局職員のハラスメント防止に係る指針について

議事案件

議案第26号 豊後大野市公民館条例の一部改正について

議案第27号 豊後大野市体育施設条例の一部改正について

議案第28号 豊後大野市大原総合体育館条例の一部改正について

議案第29号 豊後大野市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第30号 令和元年度 豊後大野市立学校児童生徒の就学援助の認定審査について

(以下 追加案件)

議案第31号 豊後大野市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について

5 会議の概要

○出席者報告

衛本教育次長	こんにちは。先程の 教育支援センター かじか の訪問ありがとうございました。 それでは、委員の皆さまお揃いですので、出席者の報告をさせていただきます。 出席委員(4)名・欠席委員(なし)・そして教育長と教育委員会事務局(6)名の出席です。 それでは、教育長お願いします。
--------	--

1 開会

下田教育長	(時候のあいさつの後) それでは、ただいまから令和元年5月豊後大野市教育委員会定例会を開会いたします。 (午後2時58分開会)
-------	--

2 前回議事録の承認

下田教育長	最初に 会議規則第6条第1項第2号の規定に基づき 令和元年4月26日開催の4月定例会 の議事録の承認を求めます。 議事録につきましては、事前に送付され、委員各位もご覧のことと思います。つきましては、事務局からの説明を省略し、承認手続を行います。 議事録について、ご質問等を受けたいと思いますが、何かございますか。
全委員	(「ありません」の声)
下田教育長	よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	ご質問等がないようですので、4月定例会 の議事録を承認することに、異議ありませんか。
全委員	(「異議なし」の声)
下田教育長	異議なしと認め、承認します。

3 議事録署名委員の指名

下田教育長	続いて、会議規則第17条第2項の規定に基づき、本会議の議事録署名委員の指名を行います。3番 衛藤 恵子 委員 を指名します。よろしくお願ひします。
衛藤恵子委員	はい。(了承)

4 会期の決定

下田教育長	次に、会期の決定であります。付議事項等を勘案いたしまして、本日一日限りお願ひしたいと思ひますが、異議ありませんか。
全委員	(「はい、異議なし」の声)
下田教育長	異議なし と認め、本日一日限りと決定します。 本日の付議事項等は 報告事項3件 と 協議事項1件 と 議事案件5件 です。 それと、追加案件の議事案件1件です。今月も件数が多いですが、よろしくお願ひします。

5 諸報告

(1) 教育長報告

下田教育長	諸報告に入ります。私の教育長報告ですが、資料をご覧ください。 (教育長が令和元年5月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告する)
下田教育長	それでは、各課報告に移ります。

(2) 各課報告

下田教育長	各課の主要な報告を順次、できるだけ簡潔にお願ひします。はじめに、教育次長 お願ひします。 (衛本教育次長が、教育長・教育次長分について 令和元年5月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする)
下田教育長	それでは、続きまして 学校教育課長 お願ひします。 (内野宮学校教育課長が令和元年5月豊後大野市教育委員会定例会資料により報告をする)
下田教育長	では、続きまして 学校給食共同調理場長 お願ひします。 (赤嶺学校給食共同調理場長が令和元年5月豊後大野市教育委員会定例会資料

	により報告をする) …事業計画の4/26の表記は5/24の誤植で、口頭修正。
下田教育長	それでは 社会教育課長 お願いします。
	(深田社会教育課長が令和元年5月豊後大野市教育委員会定例会資料及び別紙により報告をする)…5/12「赤ちゃんのためのおはなし会」削除、口頭修正。
下田教育長	それでは 図書館長 お願いします。
	(太田図書館長が令和元年5月豊後大野市教育委員会定例会資料及び別紙により報告をする)
下田教育長	それでは 歴史民俗資料館長 お願いします。
	(高野歴史民俗資料館長が令和元年5月豊後大野市教育委員会定例会資料及び別紙により報告をする)
下田教育長	以上で、各課報告が終わりました。ただいまの各課報告について ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。
衛藤恵子委員	よろしいですか。
下田教育長	はい、どうぞ。
衛藤恵子委員	先程、給食費の滞納整理の訪問件数を25件と言われたのですが、全部で25件でしょうか。
赤嶺学校給食共同調理場長	全部で25件というわけではなくて、この期間で対象者を抽出して対応しております。現年分で2万円以上かつ5万円以下の滞納のある方を対象に取り組みをしたところですよ。
衛藤恵子委員	はい。毎年大変だと思いました。
下田教育長	他にございますか。
下田教育長	私からひとつ、「市人同研」という呼び方と「市人権・部落差別解消教育研究」と、呼称がバラバラなのですが。社会教育課と教育次長のところですが、5/30と6/25の部分です。
深田社会教育課長	社会教育課の記載は、市人同研としておりますが、市人権同和教育研究集会というのが、正式の名称でございます。
教育次長	6/25分は案内状にあったものからの転記です。5/30分は案内状からは転記しておりません。

深田社会教育課長	市人同研という記載は、市人権同和教育研究集会・協議会というのが、正式の名称でございます。
下田教育長	休会します。 (午後3時20分)
下田教育長	再開します。 (午後3時20分)
内野宮学校教育課長	その名称については、「市人権・部落差別解消教育研究千歳大会」というのが、正式名称です。今年度から部落差別解消教育という言葉を入れるということにしましたので、そのようになろうかと思えます。
下田教育長	6/25の表記が正しいということになります。そういうことです。
深田社会教育課長	すみませんでした。
下田教育長	他にございますか。
全委員	(声なし)
下田教育長	よろしいですか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	それでは、ご質問がないようですので、次に移ります。 つづきまして、付議事項に入りたいと思いますが、順番に行くと表紙の次第の順序になりますが、議事案件の議案第30号については、秘密会・非公開の予定ですので、同席課長も限定されますので、議案第29号審議後に順序を入れ替えて、追加案件の議案第31号を先にして、その後にはその他と連絡調整を先に行いたいと思います。議案第30号については、最後に行いたいと思います。 委員の皆様、よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	議案第30号に入りましたら、赤嶺学校給食共同調理場長・太田図書館長・高野歴史民俗資料館長 については、そのまま退席をいただき、定例会を終了したいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	では、よろしくお願ひします。

6 付議事項等

○報告事項

報告第6号 豊後大野市学校給食調理業務委託プロポーザル審査委員の委嘱に伴う委員確定について

下田教育長	それでは、報告事項に入ります。報告第6号について、教育次長並びに学校給食共同調理場長の説明を求めます。お願いします。
下田教育長	(教育次長・学校給食共同調理場長が令和元年5月 豊後大野市教育員会定例会資料により報告)
下田教育長	この件について、ご質問ございますか。
全委員	(声なし)
下田教育長	よろしいですか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	それでは、ご意見・ご質問等ないようですので、次に移ります。

報告第7号 豊後大野市立学校における学校運営協議会委員の任命に伴う委員確定について

下田教育長	それでは、報告事項に入ります。報告第7号について、教育次長並びに学校教育課長の説明を求めます。お願いします。
下田教育長	(教育次長・学校教育課長が令和元年5月 豊後大野市教育員会定例会資料により報告)
下田教育長	この件について、ご質問ございますか。
全委員	(「ありません」の声)
下田教育長	それでは、ご意見・ご質問等ないようですので、次に移ります。

報告第8号 学校運営協議会運営に関する要綱の一部改正について

下田教育長	それでは、報告事項に入ります。報告第8号について、教育次長並びに学校教育課長の説明を求めます。お願いします。
下田教育長	(教育次長・学校教育課長が令和元年5月 豊後大野市教育員会定例会資料により報告)
下田教育長	この件について、ご質問ございますか。

全委員	(「ありません」の声)
下田教育長	それでは、ご意見・ご質問等ないようですので、次に移ります。

○協議事項 豊後大野市立学校職員及び教育委員会事務局職員のハラスメント防止に係る指針について

下田教育長	それでは、協議事項に入ります。協議事項について、学校教育課長お願いします。 (学校教育課長が令和元年5月 豊後大野市教育員会定例会資料により説明)
下田教育長	ただ今説明がございましたが、この件について、ご質問ございますか。
全委員	(声なし)
下田教育長	今まで作成していなかったというのは、なぜでしょうか。
内野宮学校教育課長	作成していなかった経緯については、把握できていません。
下田教育長	休会します。 (午後3時29分)
下田教育長	再開します。 (午後3時31分) 県が今まで方向として指針を打ち出していましたけど、他の郡市はあったという認識でよろしいでしょうか。当市だけが本指針がなかったという…
内野宮学校教育課長	その点は、確認をいたします。
下田教育長	ハラスメントの問題は、最近出てきた問題ではないので、今の時点で作成に至るとするのは、少し恥ずかしいことだと思います。違いますか。
内野宮学校教育課長	そうです。
下田教育長	その辺の背景をきちっと整理して指針を作成して提案をしていただかないと、今までなぜなかったとかということになりますので。先程、第4条で課長は「ハラスメントの防止するように努めなければならない」と言ったのですが、(表記は「注意しなければならない」)どちらが正しいのでしょうか。
内野宮学校教育課長	「ハラスメントを防止するように注意しなければならない」です。
下田教育長	私一人が感じるのかもしれませんが、指針に「注意」という表現は少し(違和感があるのですが)、「注意」という表現ありますか。口頭で言った方が正しかったような気もするのですが、努力義務の方がいいような気がするのですが…私は聞いていてそのように思ったのですが。これ、再度調べて…
矢野委員	第3条に「ハラスメントの防止に努めなければならない」とあります。

下田教育長	(第4条)職員だから注意なのでしょうか。なるほど、そういう違いがあるのでしょうか。分かりました。整理をしていただけますか。
内野宮学校教育課長	はい。
(書記 麻生)	第1条の冒頭に「この要綱」とありますが、「この指針」が正しいと思いますので、そこは訂正をさせていただきます。この協議案件自体が指針になっていますから。
下田教育長	ご意見ございますか。 よろしいですか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	それでは、この状態でご了解をいただきたいのですが、もし今変更がいくつかあったので、次回正式なものを再提出していただくということで、本日は承認いただくことで、お願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	原案のとおりさせていただきます。 では、次に移ります。

○議事案件

議案第26号 豊後大野市公民館条例の一部改正について

下田教育長	ではまず、議案第26号の審議に入ります。 事務局からの提案・説明を 教育次長・社会教育課長 お願いします。 (社会教育課長が令和元年5月 豊後大野市教育員会定例会資料・〔当日配布〕別紙修正資料により説明・書記麻生より計算方法補足説明) <提案理由> 消費税率(地方消費税を含む。)の改定に伴い、豊後大野市公民館条例に規定する使用料の額について改正する必要があるため、条例案を令和元年6月市議会定例会に提案するため、豊後大野市教育委員会事務委任規則第2条第14号の規定に基づき教育委員会の意見を求めるものである。
下田教育長	ただいま、社会教育課長から別紙のように消費税相当分が上がるという説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
全委員	(「ありません」の声)

下田教育長	ご意見・ご質問がないようですので、議案第26号について、委員各位の賛否を求め、採決したいと思います。原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	(「はい・異議なし」の声)
下田教育長	異議なしと認めます。議案第26号 豊後大野市公民館条例の一部改正については、原案のとおり決定し、6月市議会に提案されることとなります。

議案第27号 豊後大野市体育施設条例の一部改正について

下田教育長	<p>続きまして、議案第27号の審議に入ります。</p> <p>事務局からの提案を 教育次長、説明を 社会教育課長 お願いします。</p> <p>(社会教育課長が令和元年5月 豊後大野市教育員会定例会資料・〔当日配布〕別紙修正資料により説明)</p> <p><提案理由></p> <p>消費税率(地方消費税を含む。)の改定に伴い、豊後大野市体育施設条例に規定する使用料の額について改正する必要があるため、条例案を令和元年6月市議会定例会に提案するため、豊後大野市教育委員会事務委任規則第2条第14号の規定に基づき教育委員会の意見を求めるものである。</p>
下田教育長	ただいま、社会教育課長から説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
全委員	(声なし)
下田教育長	ございませんか。
全委員	(「ありません」の声)
下田教育長	よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	未確定の委員については、決まり次第決定ということで行きたいと思います。それでは、議案第27号について、委員各位の賛否を求め、採決したいと思います。原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	(「はい・異議なし」の声)
下田教育長	異議なしと認めます。議案第27号 豊後大野市体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決定し、6月市議会に提案されることとなります。

議案第28号 豊後大野市大原総合体育館条例の一部改正について

下田教育長	<p>続きまして、議案第28号の審議に入ります。 事務局からの提案を 教育次長、説明を 社会教育課長 お願いします。</p>
	<p>(社会教育課長が令和元年5月 豊後大野市教育員会定例会資料・〔当日配布〕別紙修正資料により説明)</p>
	<p><提案理由> 消費税率(地方消費税を含む。)の改定に伴い、豊後大野市大原総合体育館条例に規定する使用料の額について改正する必要があるので、条例案を令和元年6月市議会定例会に提案するため、豊後大野市教育委員会事務委任規則第2条第14号の規定に基づき教育委員会の意見を求めるものである。</p>
下田教育長	<p>ただいま、社会教育課長から説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。</p>
全委員	(声なし)
下田教育長	<p>ございませんか。</p>
全委員	<p>(「ありません」の声)</p>
下田教育長	<p>よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>(「はい」の声)</p>
下田教育長	<p>未確定の委員については、決まり次第決定ということで行きたいと思えます。それでは、議案第28号について、委員各位の賛否を求め、採決したいと思います。原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>(「はい・異議なし」の声)</p>
下田教育長	<p>異議なしと認めます。議案第28号 豊後大野市大原総合体育館条例の一部改正については、原案のとおり決定し、6月市議会に提案されることとなります。</p>

議案第29号 豊後大野市文化財保護審議会委員の委嘱について

下田教育長	<p>続きまして、議案第29号の審議に入ります。 事務局からの提案を 教育次長、説明を 歴史民俗資料館長 お願いします。</p>
	<p>(歴史民俗資料館長が令和元年5月 豊後大野市教育員会定例会資料により説明)</p>

	<p><提案理由> 豊後大野市文化財保護審議会委員の任期が令和元年6月20日で満了するので、後任の委員を別紙のとおり委嘱したいため、豊後大野市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。</p>
下田教育長	ただいま、歴史民俗資料館長から説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
全委員	(声なし)
下田教育長	よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	議案第29号について、委員各位の賛否を求め、採決したいと思います。原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	(「はい・異議なし」の声)
下田教育長	異議なしと認めます。議案第29号 豊後大野市文化財保護審議会委員の委嘱について は、原案のとおり決定します。

議案第31号 豊後大野市立学校施設の開放に関する条例の一部改正について

下田教育長	<p>続きまして、議案第30号を後にしますので、議案第31号の審議に入ります。事務局からの提案を 教育次長、説明を 学校教育課長 お願いします。</p> <p>(学校教育課長が令和元年5月 豊後大野市教育員会定例会資料により説明)</p> <p><提案理由> 消費税率(地方消費税を含む。)の改定に伴い、豊後大野市立学校施設の開放に関する条例に規定する使用料の額について改正する必要があるため、条例案を令和元年6月市議会定例会に提案するため、豊後大野市教育委員会事務委任規則第2条第14号の規定に基づき教育委員会の意見を求めるものである。</p>
下田教育長	ただいま、学校教育課長から説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
全委員	(声なし)
下田教育長	よろしいでしょうか。
全委員	(「はい」の声)

下田教育長	議案第31号について、委員各位の賛否を求め、採決したいと思います。原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
全委員	(「はい・異議なし」の声)
下田教育長	異議なしと認めます。議案第31号 豊後大野市立学校施設の開放に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定し、6月市議会に提案されることとなります。

7 その他

下田教育長	続きまして、その他 に入ります。
下田教育長	続いて、その他 に入ります。まず、4月定例会時にて、資料提供をお願いしていただきました件です。資料提供について、どの案件からでも結構です。提案・説明をお願いします。
衛本教育次長	学校給食共同調理場からお願いします。 ・ 県下の学校給食費の状況について（資料提供）
下田教育長	学校給食共同調理場長、お願いします。 (学校給食共同調理場長が当日配付資料により説明)
下田教育長	ただいま、学校給食共同調理場長から説明がありましたが、資料について、ご質問等がございますか。
全委員	(「ありません」の声)
下田教育長	各町の状況等がございますので、資料の取り扱いについては、十分注意をお願いします。 他の件について、ございますか。
下田教育長	・ ホームページ掲載用市学習状況調査結果について（資料提供）
下田教育長	はい、学校教育課長どうぞ。 (学校教育課長が当日配付資料により説明)
下田教育長	ただいま、学校教育課長から説明がありましたが、資料について、ご質問等がございますか。

	<p>・学校教育審議会関係資料について（資料提供）</p>
下田教育長	学校教育審議会の資料については、資料1が議案で、資料2が関連資料です。これについては、答申前には、確認をしたいと思います。
衛本教育次長	(資料1の)赤字部分については、会議の際に「もう少し詳しく書いてほしい。」とか「この部分については、表現を変えてほしい。」等の意見に対応したものです。
下田教育長	よろしいですか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	その他、委員さんから何かございますか。
全委員	(声なし)
下田教育長	よろしいですか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	では、事務局から何かございますか。
(書記 麻生)	大分県市町村教育委員会連合会総会時における事務局提案に関する説明を行う。(メール分:5/28総会開催 教育長職務代理者の呼称・九州市区市町村教育委員会研修大会に係る大会報告書の廃止 の件について)
下田教育長	それでは、連絡調整に入らせていただきます。

8 連絡調整

○ 第3回臨時会 の日程確認

下田教育長	日程確認について、教育次長 お願いします。
衛本教育次長	はい、それでは確認させていただきます。第3回臨時会を5月31日金曜日の午前9時30分からこの教育委員会室で開催します。新しい教育委員さんの就任によるものですので、よろしくをお願いします。
下田教育長	ただいま、教育次長より 第3回臨時会を 5月31日金曜日 午前9時30分からという確認がありました。よろしいですか。
全委員	(「はい」の声)

下田教育長	では、5月31日の臨時会よろしくお願ひします。5月28日の(大分県市町村教育委員会連合会総会)の件については、よろしいですか。
(書記 麻生)	議案送付時に行程表を配布しております。市役所を9時頃出発します。29日の視察先についても文書の写しを同封しておりましたのでご確認ください。
下田教育長	よろしいですか。
全委員	(「はい」の声)
下田教育長	それでは、連絡調整を終わります。 ここで、この後の議案第30号の審議になりますと、事務局が退室してしまいますので、ここで藤居委員さんの退任にあたり、ごあいさつをいただきたいと思ひます。
	===== 藤居委員 あいさつ =====
下田教育長	ありがとうございました。閉会の前に、次の議案がありましたので、このようなタイミングでごあいさつをいただきました。 それでは、次に 議事案件に戻ります。

○議事案件 《 続き 》

議案第30号 平成31年度豊後大野市立学校児童生徒の就学援助の認定審査について

下田教育長	議案第30号 の審議に入ります。 この議案の説明及び審議内容等につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、非公開 秘密会としたいと思います。よろしいでしょうか。
全委員	(「異議なし」の声)
下田教育長	異議なしと認めます。 それでは、教育次長、学校教育課長のみで審議しますので、他の課長等は退席をお願いします。なお、学校教育課担当職員は臨席を認めます。それでは、ここで一時休憩に入ります。
	(午後4時16分)
	□□□ 一時休憩 □□□
	～ 社会教育課長・学校給食共同調理場長・図書館長・歴史民俗資料館長 ・担当者退出 ～ ～ 学校教育課長・学校教育課担当職員(後藤清憲 副主幹)入室 ～

下田教育長	<p style="text-align: right;">(午後4時28分開議)</p> <p style="text-align: center;">(非公開・秘密会) 開始</p> <p>※審査時は、教育次長、学校教育課長、学校教育課担当職員のみ臨席した。</p> <p>※審議結果は、審査対象者328名のうち、認定299名、不認定27名・保留2名であった。</p>
	<p style="text-align: center;">(非公開・秘密会) 終了</p> <p style="text-align: right;">(午後5時20分休憩)</p> <p style="text-align: center;">□□□ 一時休憩 □□□</p> <p>～ 学校教育課担当職員(後藤清憲 副主幹)退出 ～</p> <p>～ 社会教育課長・担当者・入室 ～</p> <p style="text-align: right;">(午後5時21分開議)</p> <p>それでは、開議します。</p>

9 閉会

下田教育長	<p>それでは、これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>令和元年5月 豊後大野市教育委員会定例会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">(午後5時21分閉会)</p>
-------	---